



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1427 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1
1428 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 1
1429 道路の区域変更 (道路保全課)..... 2
1430 道路の供用開始 ()..... 3

○ 正誤

- 平成25年9月27日付け和歌山県報第2493号和歌山県告示第1208号中 3

告 示

和歌山県告示第1427号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年1月6日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年10月29日

2 名称

特定非営利活動法人紀州ピンクリボン

3 代表者の氏名

芳林浩史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市杭ノ瀬3番地の37

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、女性特有の癌(乳癌・子宮癌)の早期発見・治療支援ならびに臨床研究に関する事業を行うとともに、乳癌・子宮癌の検診啓発活動を通じて乳癌・子宮癌死を減少させること、また乳癌・子宮癌になっても積極的に治療に取り組み、病気以前の状態と同じように社会生活ができるようにすること、そしてその家族に対してもサポートを行うことにより地域医療を支え、福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1428号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年11月21日指定した。

平成25年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 種別 | 図書等名 | コード番号 | 発行所名 |
|------|--------------------------|----------|----------------|
| 月刊誌 | 黄金のGT 12月号 | 12259-12 | 晋遊舎 |
| 月刊誌 | ENTERTAINMENT Dash 11月号 | 02059-11 | 晋遊舎 |
| 月刊誌 | エキサイティングマックススペシャル vol.68 | 02092-12 | ぶんか社 |
| 月刊誌 | 金のEX 11月号 | 12855-11 | 大洋図書 |
| 月刊誌 | エキサイティングマックス! 12月号 | 02091-12 | ぶんか社 |
| 月刊誌 | 裏モノJAPAN 12月号 | 01805-12 | 鉄人社 |
| 月刊誌 | シティへブン関西版 12月号 | 14273-12 | ダブリュオウコーポレーション |
| 月刊誌 | サーカス・マックス 12月号 | 04099-12 | KKベストセラーズ |
| 月刊誌 | Yha!Hip&Lip 12月号 | 08877-12 | ワニマガジン社 |
| 月刊誌 | アジアン王 12月号 | 11403-12 | マイウェイ出版 |
| 雑誌 | ゴールデンDashマグナム vol.4 | 02060-12 | 晋遊舎 |
| 雑誌 | BLACKザ・タブー VOL.10 | 68511-44 | ミリオン出版 |
| コミック | 恋愛天国パラダイス 12月号 | 09675-12 | 竹書房 |
| コミック | drapドラ 12月号 | 16695-12 | コアマガジン |
| コミック | 絶対恋愛Sweet 12月号 | 15557-12 | 笠倉出版社 |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

| 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備考 |
|--------------------------|------|--------------------|------------|----|
| 新宮市熊野川町玉置口字蔭地27 3番1地内 | 旧 | 4.00) 47.10 | 340.00 | |

| | | | | |
|----|---|---------------------|--------|--|
| 同上 | 新 | 11.20) 47.10 | 338.50 | |
|----|---|---------------------|--------|--|

和歌山県告示第1430号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番1地内

供用開始の期日 平成25年11月29日

正 誤

正 誤

平成25年9月27日付け和歌山県報第2493号和歌山県告示第1208号中

| ページ | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-----------------|--|
| 4 | 下から16 | 3 解除の理由 指定理由の消滅 | 3 解除の理由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。） |